

自転車交通安全教室業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 自転車交通安全教室業務委託
- 2 業務目的 本業務は、スタントマンが自転車の事故を再現することにより、交通事故の怖さを直視し、交通ルールの遵守や交通安全意識を向上させることで、交通事故の防止に資することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市国府台2丁目7番1号 市川市立第一中学校 外5箇所
- 4 委託期間 令和8年7月21日 ～ 令和9年2月26日
- 5 業務内容
受託者は、委託者が定めた実施箇所（別紙1参照）において、スタントマンによる自転車交通安全教室を実施するものとする。自転車交通安全教室での実施内容は、以下に示す自転車運転者が起こしやすい交通違反・事故及び車の死角等の再現・実験等とし、細部については委託者と協議のうえ実施するものとする。
 - (1) 会場の設営
 - (2) 時速40kmで走行する自動車の自転車への衝突（自転車が衝突の衝撃で跳ね飛ばされ、衝突音とともに、見学者の注目をひく仮想交通事故再現の導入）
 - (3) 自転車の見本走行における違反行為探し（ながらスマホ使用やヘッドホン着用等により違反走行している自転車に乗った人と自転車の衝突の仮想交通事故再現）
 - (4) 路地からの飛び出し自転車とバイクの衝突（見通しの悪い交差点、一時不停止を原因とする仮想交通事故再現）
 - (5) 大型車両（トラック）左折時の自転車の巻き込み（大型車両が左折時の内輪差により、自転車に乗った人を巻き込む仮想交通事故再現）
 - (6) 傘差し二人乗り自転車と歩行者の衝突（片手運転や雨の日は制動距離が伸びる学習も含む）
 - (7) 停車車両の突然のドア開放による自転車の衝突
 - (8) 車両の死角による自転車との接触
 - (9) 横断歩道上の歩行者と自転車の衝突（自転車が赤信号で停止しないことを原因とする仮想交通事故再現）
 - (10) 歩道走行による自転車の危険運転と車両との衝突
 - (11) 自転車ヘルメットの着用の重要性を示す演目（ヘルメット非着用時、誤った着用時、正しい着用時の対照実験を行い、ヘルメットの着用効果を示す実験等）
 - (12) 会場の撤去
- 6 業務実施上の留意点
 - (1) 実演に使用する車両や関連機材等は、受託者が用意し、移動・運搬及び会場の設営撤去に係る費用も含めて受託者の負担とする。

- (2) 受講者の安全対策については十分に配慮し、事故防止に必要な措置を講じるものとする。なお、万一の事故等発生で生じる委託者が負担する賠償責任を補填するために、損害賠償保険に加入することが望まれる。
- (3) 荒天及び校庭等の状況により実施できない場合は、実施までに委託者と協議し、日時を変更して実施すること。延期後においても校庭で実施できない場合は、体育館で実施できる内容に変更して実施すること。また、変更内容については、事前に委託者の了解を得るものとする。

7 添付資料

別紙1 令和8年度自転車交通安全教室実施箇所一覧

別紙2 「業務完了報告書」「完了届」

8 業務実施日及び業務時間

- (1) 業務実施日は、別紙1「令和8年度自転車交通安全教室実施箇所一覧」を参考として、実施日と雨天延期日を委託者と学校の協議による日程とし、受託者に通知するものとする。
- (2) 雨天延期日においても雨天等により屋外での実施が困難である場合は、前述の6(3)によるものとする。
- (3) 設営及び撤去を除く業務時間(交通安全教室開催時間)は1時間程度を予定し、実施時刻は委託者と学校の協議による時刻とし、受託者に通知するものとする。

9 業務の実施体制

自転車交通安全教室業務について、実施に必要な技能を有する者を次のように配置するものとする。

(1) 業務責任者

受託者は、業務従事者の中から業務責任者を選任するものとする。業務責任者は、当該業務について2年以上の実務経験等を有し、下記の事項を適切に行うことができる者とする。

- ①委託者との打ち合わせ及び調整
- ②業務箇所の状況把握、手順の決定及び業務の実施
- ③業務従事者の選任及び適切な配置
- ④業務従事者に対する指揮命令及び指導教育
- ⑤労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令の遵守
- ⑥業務従事者及び第三者に対する安全管理

(2) 業務従事者(大型トラック運転手)(スタントマン)(MC)

業務従事者は、当該業務仕様書の内容及び受託者が作成した実施プログラム等が理解できて、各担当従事者としての業務に相応した知識や技能等を有する者とする。

10 提出書類及び報告書

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

- ①実施プログラム、業務責任者名、業務実施日、業務場所等を記載した業務計画書
- ②業務従事者の名簿を記載した書面
- ③連絡体制表
- ④業務実施日に有効な損害賠償保険証の写し

(2) 報告書

受託者は、当該業務完了後、委託期間終了日までに、次に掲げる報告書を委託者に提出するものとする。

- ① 業務実施報告書（業務名称、業務場所、業務実施日、業務従事者数、業務実施時間、業務内容、業務の様子を記載したもの）
- ② 別紙2「業務完了報告書」「完了届」

1.1 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、速やかに応急処置を講ずるとともに、委託者及び所轄消防署その他関係機関に報告するものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

別紙 1

令和 8 年度自転車交通安全教室実施箇所一覧

	学 校 名
1	市川市立第一中学校
2	市川市立第二中学校
3	市川市立第三中学校
4	市川市立第八中学校
5	市川市立第七中学校
6	塩浜学園

別紙2

業務完了報告書

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） 自転車交通安全教室業務委託
2. 施行（納入）場所 _____
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 支払期委託金額 金 _____ 円
5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
6. 支払期業務期間に
おける完了年月日 令和 年 月 日
7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり

